



投資促進  
優遇税制を  
創設しました。

# 設備投資をお考えの方は おられませんか？

新たな設備投資（新增設及び更新）に対し  
**固定資産税を3年間軽減**します！

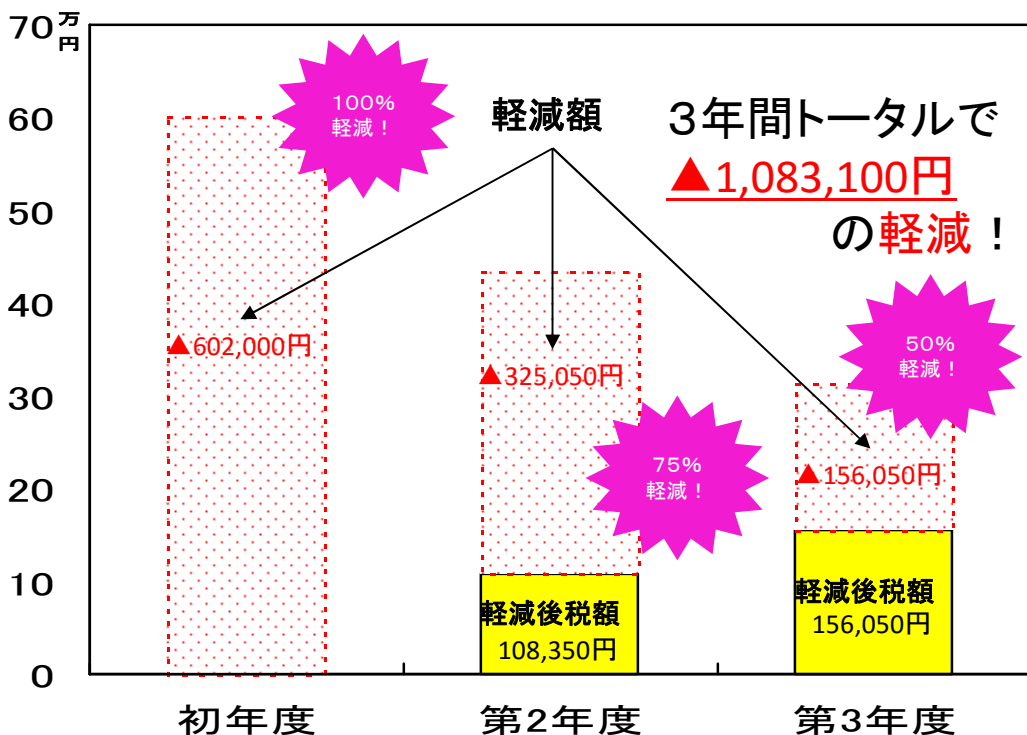
（初年度：▲100%、第2年度：▲75%、第3年度：▲50%）

## 軽減のイメージ

例えば、  
取得価額5,000万円の  
機械（法定耐用年数：7年）  
を導入した場合



本来の税額	1,347,500円
軽減額	▲1,083,100円
軽減後税額	264,400円



## 対象業種

- 製造業 ○道路貨物運送業 ○こん包業 ○卸売業  
○旅館業（下宿営業を除く） ○学術・開発研究機関

## 適用要件

減価償却資産（一連の設備である建物及び償却資産）の取得価額の合計額（1月から12月までの間における1年間の合算額）が2,700万円を超える  
新增設及び更新<sup>（※1）</sup>を行うこと<sup>（※2）</sup>及び従業員<sup>（※3）</sup>に占める本町住民の割合が2割を超えていること。

（※1）設備を更新する場合は、おおむね30%以上の生産能力が増加する cases に限ります。

（※2）道路貨物運送業、こん包業、卸売業の場合は、設備投資に伴って、雇用者（日々雇い入れられる者を除きます）が15名超増加する cases に限ります。

（※3）従業員とは、労働者名簿の調製が必要な労働者（日々雇い入れられる者を除く）です。

## 適用区域

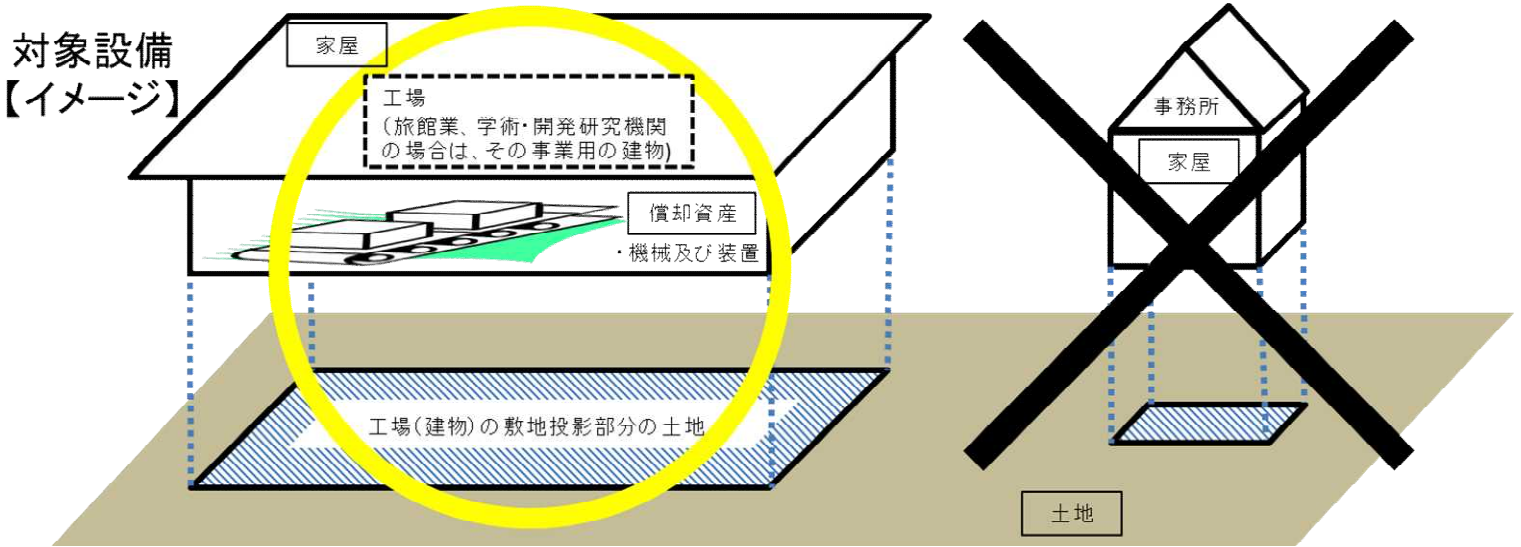
町内全域

## 適用開始

平成25年1月2日以降の設備投資（平成26年度の課税分）から

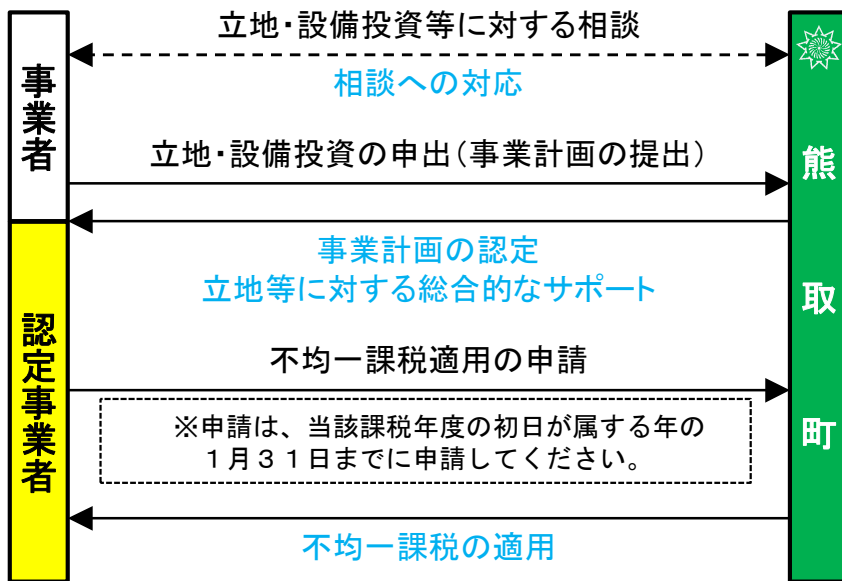
## 軽減の対象となる固定資産

家屋	製造業：工場用の建物 道路貨物運送業：車庫用・作業場用・倉庫用の建物 コンビニ業、卸売業：作業場用・倉庫用の建物 旅館業：その事業の用に供する建物 学術・開発研究機関：その事業の用に供する建物
償却資産	機械及び装置
土地	上記家屋（建物）の敷地投影部分 ※取得の日の翌日から起算して1年以内に建物の建設の着手があった場合に限りです。



対象業種、適用要件、軽減の対象となる固定資産など、詳細については、以下のワンストップサービス窓口までお問い合わせください。

## 手続きの流れ



事業者の方を積極的にサポートします！  
お気軽にご相談ください。



熊取町のマスコット  
ジャンプ君



お問い合わせ先：総合政策部企画経営課（ワンストップサービス窓口）

TEL：072-452-9016（直通）

FAX：072-452-7103

e-mail：kikaku-keiei@town.kumatori.lg.jp